

議案第 8 5 号

さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 5 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 1 4 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(保証人及び利率)</p> <p>第 1 4 条 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 <u>災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1 パーセントとする。</u></p> <p>3 <u>第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第 1 5 条 <u>災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 1 3 条第 1 項及び令第 8 条から <u>第 1 1 条</u>までの規定によるものとする。</p>	<p>(利率)</p> <p>第 1 4 条</p> <p>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 <u>3 パーセント</u>とする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第 1 5 条 災害援護資金は、年賦償還 <u>又は半年賦償還</u>とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 1 3 条第 1 項及び令第 8 条から <u>第 1 2 条</u>までの規定によるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後のさいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。